

# 厚生委員会議案説明資料

令和3年7月1日

議案説明資料件名	頁
(1) 第75号議案 足立区応急小口資金貸付条例の一部を改正する条例	2
(2) 第76号議案 足立区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例	4

(福祉部)

# 第 7 5 号議案説明資料

令和 3 年 7 月 1 日

件 名	<b>足立区応急小口資金貸付条例の一部を改正する条例</b>
所管部課	福祉部福祉管理課
内 容	<p><b>1 改正理由</b></p> <p>子どもの貧困対策の一環として、子どもの就学にかかる費用についてこれまでも要件の緩和や返済期間の延長等を実施してきたが、より利用しやすい貸付けとするため、足立区応急小口資金貸付条例（昭和 4 8 年足立区条例第 1 7 号）の一部を改正する。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>貸付の要件に、特別区民税を完納していることとあるため、特別区民税の納付を猶予されている方等に対して貸付けることができなかった。<u>資金用途が子どもの就学（小学校、中学校、高等学校）のための費用である場合は、特別区民税の納付を猶予されている方等に対しても貸付けることができるよう改正する。【第 2 条第 1 項第 5 号】</u></p> <p><b>3 施行年月日</b></p> <p>公布の日から施行する。</p>
今後の方針	

## 足立区応急小口資金貸付条例 (改正案) 新旧対照表案

現行	改正案
<p data-bbox="349 293 732 320">足立区応急小口資金貸付条例</p> <p data-bbox="259 389 439 416">第1条 省略</p> <p data-bbox="309 485 479 512">(貸付の資格)</p> <p data-bbox="259 533 1122 612">第2条 資金の貸し付けを受けることのできる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p data-bbox="259 628 495 655">(1)～(4) 省略</p> <p data-bbox="259 676 1122 756">(5) 特別区民税を完納していること。ただし、<u>法令により課税されなかった者についてはこの限りでない。</u></p> <p data-bbox="259 772 495 799">(6)～(9) 省略</p>	<p data-bbox="1234 293 1617 320">足立区応急小口資金貸付条例</p> <p data-bbox="1144 389 1323 416">第1条 省略</p> <p data-bbox="1193 485 1364 512">(貸付の資格)</p> <p data-bbox="1144 533 2007 612">第2条 資金の貸し付けを受けることのできる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。</p> <p data-bbox="1144 628 1379 655">(1)～(4) 省略</p> <p data-bbox="1144 676 2007 756">(5) 特別区民税を完納していること。ただし、<u>法令により課税されなかった場合その他規則で定める場合は、この限りでない。</u></p> <p data-bbox="1144 772 1379 799">(6)～(9) 省略</p> <p data-bbox="1144 820 1267 847">2 省略</p> <p data-bbox="1144 916 1469 943">第3条～第13条 省略</p> <p data-bbox="1144 1011 1648 1038">付 則 <u>(令和3年〇月〇日条例第〇号)</u></p> <p data-bbox="1144 1059 1312 1086"><u>(施行期日)</u></p> <p data-bbox="1144 1107 2007 1134">1 <u>この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。</u></p> <p data-bbox="1144 1155 1312 1182"><u>(経過措置)</u></p> <p data-bbox="1144 1203 2007 1378">2 <u>この条例による改正後の足立区応急小口資金貸付条例第2条の規定は、施行日以後に申込みが行われた小口資金の貸付けについて適用し、同日前に申込みが行われた小口資金の貸付けについては、なお従前の例による。</u></p>

# 第 7 6 号議案説明資料

令和 3 年 7 月 1 日

件 名	<b>足立区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</b>				
所管部課名	福祉部高齢者施策推進室介護保険課				
内 容	<p><b>1 改正理由</b>          東京都においては、居室に関する基準を緩和すること等を目的に、令和 3 年 4 月 1 日付で東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正した。          これに伴い、足立区におけるユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の基準を改正する必要があるため、足立区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成 2 5 年足立区条例第 1 5 号）の一部を改正する。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>(1) 1 ユニットあたりの定員の緩和（条例第 8 条（2） 別紙 1 参照）</p> <table border="1" data-bbox="434 1048 1426 1323"> <tr> <td data-bbox="434 1048 571 1171">改正前</td> <td data-bbox="571 1048 1426 1171">1 ユニットの入居定員は、<u>1 2 人以下としなければならない。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="434 1171 571 1323">改正後</td> <td data-bbox="571 1171 1426 1323">1 ユニットの入居定員は、<u>原則として 1 2 人以下とするものとする。ただし、入居者の処遇に支障がないと認められる場合は、1 5 人以下とすることができる。</u></td> </tr> </table> <p>(2) ユニット型個室的多床室の新設の禁止（条例第 8 条（4） 別紙 2 参照）          ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。</p> <p><b>3 新旧対照表</b>          別紙 3 のとおり</p> <p><b>4 施行年月日</b>          公布の日から施行する。</p>	改正前	1 ユニットの入居定員は、 <u>1 2 人以下としなければならない。</u>	改正後	1 ユニットの入居定員は、 <u>原則として 1 2 人以下とするものとする。ただし、入居者の処遇に支障がないと認められる場合は、1 5 人以下とすることができる。</u>
改正前	1 ユニットの入居定員は、 <u>1 2 人以下としなければならない。</u>				
改正後	1 ユニットの入居定員は、 <u>原則として 1 2 人以下とするものとする。ただし、入居者の処遇に支障がないと認められる場合は、1 5 人以下とすることができる。</u>				
今後の方針	本議案の議決が得られた際には、改正後の基準に基づいて施設整備を進めていく。				

## 居室の基準の変更について

改正前	1ユニットの入居定員は、12人以下としなければならない。																																
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>居室 2</td> <td>居室 3</td> <td>居室 4</td> <td>居室 5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>居室 1 (10.65 ㎡以上)</td> <td colspan="4" rowspan="3">共同生活室 (リビングスペース)</td> <td>居室 6</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>居室 7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>居室 12</td> <td>居室 8</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>居室 11</td> <td></td> <td>居室 10</td> <td>居室 9</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>								居室 2	居室 3	居室 4	居室 5			居室 1 (10.65 ㎡以上)	共同生活室 (リビングスペース)				居室 6			居室 7		居室 12	居室 8			居室 11		居室 10	居室 9		
	居室 2	居室 3	居室 4	居室 5																													
居室 1 (10.65 ㎡以上)	共同生活室 (リビングスペース)				居室 6																												
					居室 7																												
居室 12					居室 8																												
	居室 11		居室 10	居室 9																													

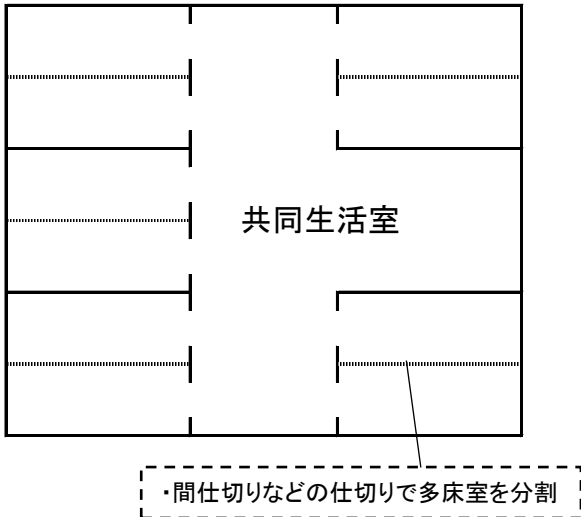
改正後	1ユニットの入居定員は、原則として12人以下とするものとする。ただし、入居者の処遇に支障がないと認められる場合は、15人以下とすることができる。																																			
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>居室 2</td> <td>居室 3</td> <td>居室 4</td> <td>居室 5</td> <td>居室 6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>居室 1 (10.65 ㎡以上)</td> <td colspan="4" rowspan="4">共同生活室 (リビングスペース)</td> <td>居室 7</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>居室 8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>居室 15</td> <td>居室 9</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>居室 10</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>居室 14</td> <td></td> <td>居室 13</td> <td>居室 12</td> <td>居室 11</td> <td></td> </tr> </table>								居室 2	居室 3	居室 4	居室 5	居室 6		居室 1 (10.65 ㎡以上)	共同生活室 (リビングスペース)				居室 7			居室 8		居室 15	居室 9			居室 10			居室 14		居室 13	居室 12	居室 11	
	居室 2	居室 3	居室 4	居室 5	居室 6																															
居室 1 (10.65 ㎡以上)	共同生活室 (リビングスペース)				居室 7																															
					居室 8																															
居室 15					居室 9																															
					居室 10																															
	居室 14		居室 13	居室 12	居室 11																															
※ 居室の床面積の基準は、改正前と同じ																																				

## 居室類型

ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。

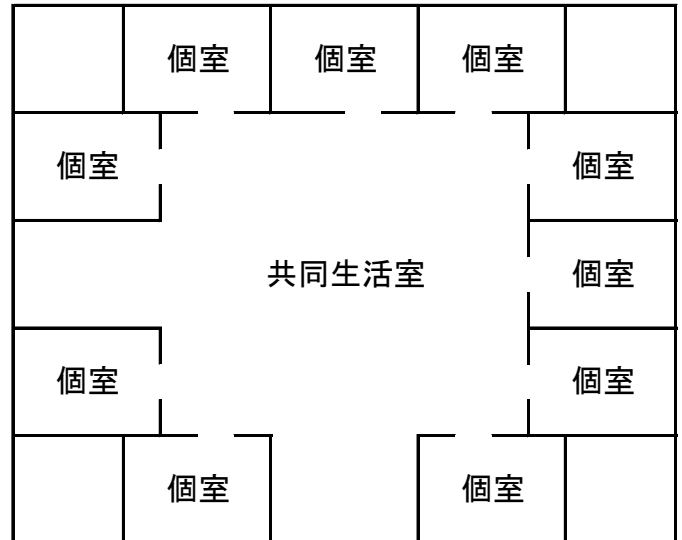
### ユニット型個室的多床室（新設不可）

共同生活室を取り囲むように多床室を配置



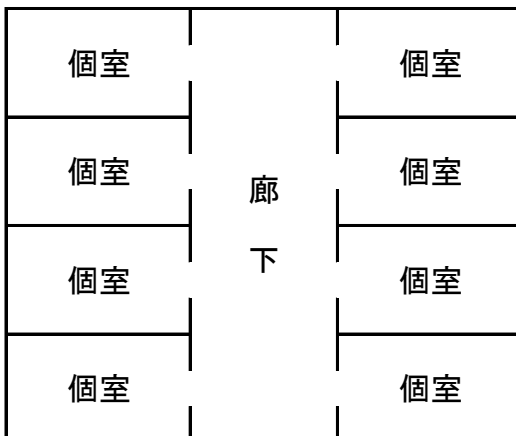
### ユニット型個室（新設可）

共同生活室を取り囲むように個室を配置



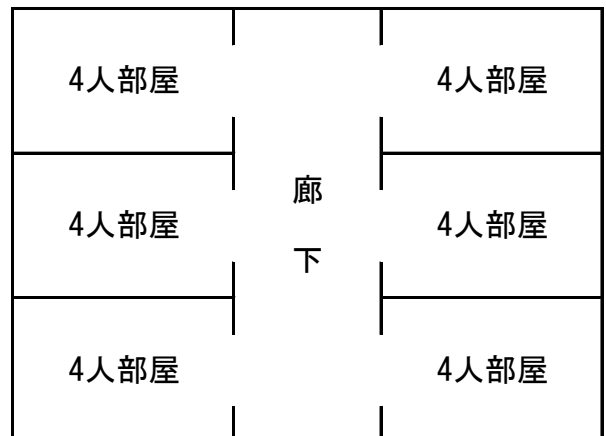
### 従来型個室（新設可）

個室のみ配置



### 多床室（新設可）

相部屋のみを配置



## 足立区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>足立区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例</p>	<p>足立区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例</p>
<p>第1条から第7条まで (略)</p>	<p>第1条から第7条まで (略)</p>
<p>(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の基準)</p>	<p>(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の基準)</p>
<p>第8条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の基準は、省令第160条第1項第1号イの規定にかかわらず、次のとおりとする。</p>	<p>第8条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の基準は、省令第160条第1項第1号イの規定にかかわらず、次のとおりとする。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p><u>(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの入居定員は、12人以下としなければならない。</u></p>	<p><u>(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、1のユニットの入居定員は、原則として12人以下とするものとする。ただし、入居者の処遇に支障がないと認められる場合は、15人以下とすることができる。</u></p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p><u>(4) ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者相互間の視線の遮断を確保すること。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>(5) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p>	<p><u>(4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</u></p>
<p>第9条から第10条まで (略)</p>	<p>第9条から第10条まで (略)</p>
<p>付 則 (略)</p>	<p>付 則 (略)</p>
<p>付 則 (略)</p>	<p>付 則 (略)</p>
<p>付 則 (略)</p>	<p>付 則 (略)</p>
<p>付 則 (略)</p>	<p>付 則 (略)</p>
<p></p>	<p>付 則 (令和 年 月 日条例第 号)</p>

改正前	改正後
	<u>この条例は、公布の日から施行する。</u>